

公 示 日：2026 年 9 月 16 日（水）

調達管理番号：26a00747

国 名：カメルーン共和国

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：カメルーン国中西部アフリカ漁業・養殖振興アドバイザー

業務適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ： 漁業・養殖振興アドバイザー
- （２） 格 付 ： 2 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 契約履行期間（予定）：2026 年 12 月上旬から 2028 年 11 月下旬
- （５） 業務人月：13.83
- （６） 業務日数：

- ・ 第 1 次 準備業務 4 日、現地業務 50 日、整理業務 3 日

本業務においては計 7 回の渡航により業務を実施（全体で現地業務 400 日、準備・整理業務 10 日を想定）することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

カメルーン共和国（以下、「カメルーン」という。）は、2020 年に中期的な第 2 次開発計画である「国家開発戦略（Stratégie Nationale de Développement）2020-2030（以下、「SND30」という。）」を策定し、農業及び水産業を主要産業とする第一次産業の産業化促進と地方における生計向上に優先的に取り組むこととしている。カメルーンにおける国内水産物需要は年間約 50 万トンに上るが、

養殖を含めた国内生産量は 2019 年では約 33 万 5,000 トンに留まり、食料自給率の向上、更には輸入貿易収支の改善に資する、水産分野振興が喫緊の課題となっている。海面漁業は国内水産高の 83%近くを占めるが、海岸線は約 400km ほどであり漁場の数も限定的である。一方で河川や人工湖、ダムなどの内陸水域は約 40,000km² ほどを有しており、内水面養殖の将来性に期待が高まっている (MINISTÈRE DE L'ÉLEVAGE, DES PÊCHES ET INDUSTRIES ANIMALES : MINEPIA、2020 年)。

このような状況下、当国における漁業政策では「水産資源の持続的な利用と管理」を基本方針とし、ドゥアラ市ユプウェ水揚げ場・魚市場 (Centre de valorisation de pêche artisanale de Youpwe : Cevapa-Youpwe)」やクリビ零細漁業センター (Centre communautaire de pêche artisanale : CECOPAK) 等国内最大の漁業センターにおいて、基本方針に準ずる運営方針の確立と水産資源の有効利用を実現し、海面漁業における持続可能性を高めていく必要があるとしている。また同時に、養殖分野振興における取り組みを継続し、国内水産物量の増加を目指す計画である。

上記計画の実現に不可欠となる水産人材に関し、当国全土には 13 校の水産教育機関が存在し、若年層を中心とした水産人材の強化に取り組んでいる。また、他国 (英/仏語圏アフリカ) からの学生の受け入れを通じた、広域におけるインパクトの出現に資する取り組みにも着手している。

JICA は無償資金協力にて「クリビ零細漁業センター整備計画」(2005 年 3 月 EN 署名) 及び「ドゥアラ市ユプウェ水揚げ場・魚市場整備計画」(2017 年 12 月 EN 署名) を実施した他、技術協力「内水面養殖アドバイザー」(2022 年 2 月～2024 年 1 月)、「内水面養殖振興プロジェクト」(2025 年 6 月～2030 年 6 月) を通じて水産振興に精力的に取り組んでいる。

以上の背景を踏まえ、カメルーン政府が SND30 に掲げる水産分野の振興は中西部アフリカ地域における漁業・養殖振興にも繋がることから、本個別専門家の案件が要請された。

なお、「案件概要表」は別紙 1 のとおり。

3. 期待される成果

- (1) カメルーン国の内水面業養殖振興に向け、専門人材を育成する体制が強化される。

- (2) カメルーン国において、沿岸零細漁業を対象とした水産関連施設の運営管理能力が強化され、バリューチェーンの構築が促進される。

4. 業務の内容

本業務従事者は、内水面養殖振興に向けた専門人材育成体制の強化、沿岸零細漁業を対象とした水産関連施設の運営管理能力強化及びバリューチェーン構築の促進に向けた助言・技術支援を行う。

1 次派遣にかかる具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2026 年 12 月上旬～2027 年 1 月中旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、カメルーン国政府作成の関連報告書を参照し、カメルーン国における内水面養殖人材育成、水産教育機関、水産関連施設の運営管理及び零細漁業の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 経済開発部及びカメルーン国事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、カメルーン事務所にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務 (2027 年 2 月中旬～2027 年 4 月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA カメルーン事務所、C/P 機関にワーク・プランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② カメルーン国内の内水面養殖分野に係る人材育成の現状を確認する。
- ③ 水産教育機関及び関連研修機関におけるカリキュラム、研修実施体制、人員配置及び施設・機材の活用状況を確認する。
- ④ 中央・地方行政官、普及員等の人材育成ニーズ及び各機関が担うべき役割について整理する。
- ⑤ ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場 (Cevapa-Youpwe) 及びクリビ零細漁業センター (CECOPAK) 等を対象に、水揚・流通関連施設の運営管理状況を確認する。
- ⑥ 零細漁業における水産物流通及びバリューチェーンの現状と課題を確認する。
- ⑦ MINEPIA による水産関連施設への支援体制、人員、予算及び支援内容の現状と課題を確認する。

- ⑧ 現地業務完了に際し、第 1 次現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA カメルーン事務所に第 1 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、第 2 次現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3） 第 1 次整理業務（2027 年 4 月下旬～2027 年 5 月上旬）

第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文・仏文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

（4） 第 2 次現地業務以降に想定される担当事項は次のとおりとする。

- ① 内水面養殖分野に係る人材育成の現状分析結果を踏まえ、中央・地方行政官及び普及員等を対象とした専門人材育成プログラム（研修・実習計画を含む）の改善について MINEPIA に提案し、その実施を支援する。
- ② 水産教育機関及び関連研修機関の役割分担及び連携体制の強化に向けた提言を行い、その実施を支援する。
- ③ 沿岸零細漁業を対象とした水産関連施設の運営管理上の課題及び改善策について分析のうえ、MINEPIA に提案・協議し、その実施を支援する。
- ④ 水揚・流通関連施設の関係者を対象として、施設運営管理に関する能力強化活動の計画及び実施を支援する。
- ⑤ 零細漁業におけるバリューチェーン構築に向けたパイロット活動の計画及び実施を支援する。
- ⑥ パイロット活動の成果及び課題を分析し、バリューチェーン事業展開に係る活動計画の策定を支援する。
- ⑦ 水産分野における人材育成及び零細漁業振興に係る政策・制度面の課題について分析し、MINEPIA に提案・協議し、その実施を支援する。

※ 現地業務終了後に、当該現地業務結果報告書を JICA 経済開発部に提出し報告する。

（5） 整理業務

全ての現地業務終了後に、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に

報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	内水面養殖分野に係る人材育成ニーズ、水産教育機関・研修機関の役割及び連携体制の分析手法並びに専門人材育成体制強化に向けた支援方針	4. (2) 第1次現地業務
2	水揚・流通関連施設の運営管理状況及び維持管理体制の現状確認に係る具体的な確認項目・確認方法	4. (2) 第1次現地業務
3	零細漁業におけるバリューチェーンの現状・課題分析手法並びにパイロット活動の実施方針	4. (2) 第1次現地業務
4	分析された課題の改善及び施設運営管理能力強化のために想定する支援内容とその具体的な支援方法	4. (4) 第2次現地業務以降に想定される担当事項

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	水産分野に係る各種業務
対象国及び類似地域	仏語圏途上国
語学の種類	仏語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	業務開始より 1 か	JICA 経済開発部	－	仏語	電子データ

	月以内		－	日本語	電子データ
		JICA カメルーン 事務所	－	仏語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	仏語	電子データ
現地業務結果 報告書	各次現地業務終了 時（最終現地業務派 遣時を除く）	JICA 経済開発部	－	仏語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		JICA カメルーン 事務所	－	仏語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	仏語	電子データ
業務完了報告 書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	－	日本語	電子データ
		JICA カメルーン 事務所		日本語	電子データ
		C/P 機関	－	仏語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・カメルーン共和国 零細漁業センター整備計画基本設計調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000165107.html>

・カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画情報収集・確認調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12235214.pdf>

・カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画準備調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027641.html>

・カメルーン国 内水面養殖アドバイザー業務業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000054895.pdf>

・カメルーン国 内水面養殖振興プロジェクト 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202209007_1_s.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 10月 7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 10月 19日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱ワクチン接種

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84_.pdf)

- ☆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（２） 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第 1 次現地業務の到着時のみ希望に応じ便宜供与あり

- イ) 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ希望に応じ便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：牧畜・漁業・動物産業省 漁業・養殖・漁業産業局内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 20% を限度とする。
- 2) 第 2 回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 20% を限度とする。

（２）部分払の設定

本契約については、1 会計年度に 1 回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2027 年度（2028 年 2 月頃）

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上
別紙 1

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国 名： カメルーン共和国 (カメルーン)

案件名： 中西部アフリカ漁業・養殖振興

Promotion of Fishery and Aquaculture for Midwest Africa

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクター／対象地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カメルーン共和国（以下、「カメルーン」という。）は、2020年に中期的な第2次開発計画である「国家開発戦略（Stratégie Nationale de Développement）2020-2030（以下、「SND30」という。）」を策定し、農業及び水産業を主要産業とする第一次産業の産業化促進と地方における生計向上に優先的に取り組むこととしている。カメルーンにおける国内水産物需要は年間約50万トンに上るが、養殖を含めた国内生産量は2019年では約33万5,000トンに留まり、食料自給率の向上、更には輸入貿易収支の改善に資する、水産分野振興が喫緊の課題となっている。海面漁業は国内水産高の83%近くを占めるが、海岸線は約400kmほどであり漁場の数も限定的である。一方で河川や人工湖、ダムなどの内陸水域は約40,000 km²ほどを有しており、内水面養殖の将来性に期待が高まっている（MINEPIA、2020年）。

このような状況下、当国における漁業政策では「水産資源の持続的な利用と管理」を基本方針とし、ドゥアラ市ユプウェ水揚げ場・魚市場（Centre de valorisation de pêche artisanale de Youpwe : Cevapa-Youpwe）やクリビ零細漁業センター（Centre communautaire de pêche artisanale : CECOPAK）等国内最大の漁業センターにおいて、基本方針に準ずる運営方針の確立と水産資源の有効利用を実現し、海面漁業における持続可能性を高めていく必要があるとしている。また同時に、養殖分野振興における取り組みを継続し、国内水産物量の増加を目指す計画である。

上記計画の実現に不可欠となる水産人材に関し、当国全土には13校の水産教育機関が存在し、若年層を中心とした水産人材の強化に取り組んでいる。また、他国（英/仏語圏アフリカ）からの学生の受け入れを通じた、広域におけるインパクトの出現に資する取り組みにも着手している。

JICAは無償資金協力にて「クリビ零細漁業センター整備計画」（2005年3月EN署名）及び「ドゥアラ市ユプウェ水揚げ場・魚市場整備計画」（2017年12月EN署名）を実施した他、技術協力「内水面養殖アドバイザー」（2022年2月～2024年1月）、「内水面養殖振興プロジェクト」（2025年6月～2030年6月）を通じて水産振興に精力的に取り組んでいる。

以上の背景を踏まえ、カメルーン政府がSND30に掲げる水産分野の振興は中西部アフリカ地域における漁業・養殖振興にも繋がることから、本個別専門家の要請が採択された。

(2) 水産セクター／対象地域に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対カメルーン共和国国別開発協力方針において掲げる中目標「持続的かつ包摂的な成長の促進」に資するものであり、小目標「第一次産業の振興」に位置付けられる。特に、インフラ整備や能力開発、人材育成を実施し、漁業振興の取り組みを強化することで、1 次製品の生産性向上と競争力強化に貢献する。

また、本事業は、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」において掲げられる主要な取組の一つである「水産ブルーエコノミー振興」クラスターに位置付けられ、カメルーン内水面及び沿岸部における水産資源の持続可能な利用並びに水産業の振興を促進する。

さらに、本事業は、持続可能な漁業の推進を図るものであり、SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう（海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する）」の達成に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

FAO (国連食糧農業機関) は、「養殖の持続的開発のための戦略的枠組」(2009 年)において、養殖開発課題の調査を行い、結果に基づく実施計画および投資計画プログラムの策定を実施した。また、AFDB (アフリカ開発銀行) は、「畜産養殖バリューチェーン開発プロジェクト」(PD-CVEP) (2020 年～2024 年)において、農村地域の雇用創出・所得向上を目的に内水面養殖、養牛および養豚の 3 セクターでバリューチェーンアプローチに基づく支援を実施した。

AFD (フランス開発庁) は、「技能研修支援」(AFOP) (2024 年) の水産分野の人材育成プログラムにおいて、全国の 8 カ所に小規模な研修センターを建設し漁業者の育成を行った。

その他、FAO や AFD の協力を得て、MINEPIA が漁業センサスを実施している。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

カメルーン国

※カメルーン全土に対する政策提言を行うものの、本アドバイザーの活動は主として、外務省海外安全情報において危険情報がレベル 2 未満の地域とする（5. その他特記事項参照）。

※専門家の執務室は首都ヤウンデにある畜産・水産省内に設置。

(2) 事業実施期間

2026 年 12 月～2028 年 11 月を予定（計 24 カ月）

(3) 事業実施体制：牧畜・漁業・動物産業省 漁業・養殖・漁業産業局 (Ministry

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果 1	カメルーン国の内水面業養殖振興に向け、専門人材を育成する体制が強化される。
成果 2	カメルーン国において、沿岸零細漁業を対象とした水産関連施設の運営管理能力が強化され、バリューチェーンの構築が促進される。

(2) 主な活動

活動 1-1	内水面養殖分野に係る人材育成の現状をレビューする。
活動 1-2	レビュー結果を分析し、専門人材（中央・地方行政官、現場の普及員）の各ニーズや関連する人材育成機関が果たすべき役割について、カメルーン側と協議の上、整理する。
活動 1-3	上記整理結果を踏まえ、階層別の専門人材育成プログラム（研修・実習計画を含む）の改善支援を実施する。
活動 2-1	カメルーン国の零細漁業開発上の課題を分析する。
活動 2-2	水揚・流通関連施設の関係者を対象に、施設運営管理に関する能力強化支援を行う。
活動 2-3	バリューチェーン構築に向けたパイロット活動の計画および実施を支援する。
活動 2-4	パイロット活動の評価結果をもとに、バリューチェーン事業展開に係わる活動計画を策定する。

5. その他特記事項

本アドバイザーの活動は主として、外務省海外安全情報において危険情報がレベル2未満の地域とするが、カメルーン事務所承認の必要な地域に渡航する際は、最新の JICA 安全対策措置に則り、個別の渡航ごとに定められた渡航申請を行うと共に、当該地域における脅威・リスクに応じた安全対策を講じることとする。

以上